

納税・納付相談会を開催します

～町税・国保税・介護保険料・後期高齢者保険料～

「税は政」という言葉があります。

税金は行政を動かす大事な原資であり、住民サービスの根幹をなすものです。

「負担の公平性」を確保するために、下記により納税・納付相談を開催いたします。

相談がなく依然として滞納している方については「攻めの滞納整理」を進めていかなければなりません。

納付・納入でお困りの方は必ず相談していただけるようお願いします。

1. 日 時 平成23年 3月23日（水）
午前 9 時00分～午後 8 時00分
2. 場 所 門別公民館 講堂



(捜査練習風景)

借金問題・相続問題に関する無料相談

消費者金融（サラ金等）の借金などの金銭トラブル等でお困りの方、相続等についての悩みや、登記手続きなどの相談など、今回納付・納税相談に併せて司法書士に無料相談のご協力をお願いしましたので、税金等に滞納のない方もお気軽にご利用ください。

【相談員】 司法書士楠祥光事務所 司法書士 楠 祥光
(事務所：富川南1丁目2番46号 電話01456-3-4010)

税金なんでも Q & A

Q 1 家のなかを捜索して本当に財産を差押えするの？

A 滞納者に誠意が認められない場合などは、滞納者の物又は住居その他の場所につき、滞納者の意思にかかわらず強制調査し、財産を差し押さえます。(国税徴収法第142条第1項、第2項)

Q 2 世帯主Aさんは社会保険に加入しているが、Aさん名義で国民健康保険税の納付書が届いたが間違っているのでは？

A 世帯主が社会保険に加入していても、家族のなかの1人でも国民健康保険に加入していると、世帯主に国民健康保険税が課税されます。(擬制世帯という)

Q 3 固定資産の所有者が死亡したときはどうすればいいの？

A 固定資産の所有者が死亡すると、その財産は法定相続人に相続されます。

しかし、不動産の相続登記をしない限り死亡者の名義のままで、財産を他人に譲渡する場合や、相続人が死亡した場合等には台帳登録の所有者まで遡り、相続登記に時間と手間がかかるので固定資産の相続があった場合には速やかに手続きをしてください。



確定申告

受付期間

所得税（住民税及び個人事業税）

2月16日(水)～3月15日(火)

消費税及び地方消費税（個人事業者）

2月16日(水)～3月31日(木)

申告書は自分で作成して、お早めに！

平成22年分の所得税(住民税及び個人事業税)の確定申告の受付が2月16日(水)から始まりました。

所得税(住民税及び個人事業税)の確定申告の受付は3月15日(火)、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告の受付は3月31日(木)までです。

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告書の手引」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

また、確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。

作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信することができるほか、印刷して郵送等により提出できます。

苫小牧駅前プラザ「egao」(エガオ)7階の申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、「確定申告に必要な書類」及び「印鑑」をご持参ください。

また、前年、苫小牧駅前プラザ「egao(エガオ)」7階の申告会場でパソコンを利用して申告された方で、「確定申告のお知らせ」が届いている方は、そのお知らせも持参してください。

なお、税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日)は、税務署及び苫小牧駅前プラザ「egao(エガオ)」7階申告会場での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

さあ！ネットで申告 e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、国税に関する各種手続き(所得税などの申告、全税目の納税及び各種申請・届出等)を自宅などから行うことができます。



① 国税庁ホームページから電子申告

自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信することができます(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご利用下さい)。

② 最高5,000円の税額控除

平成22年度分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

(平成19年から21年分のいずれかの年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません)。

③ 添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。

(確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります)。

④ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

⑤ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間 e-Taxの利用が可能です。

この機会に、是非 e-Taxをご利用下さい！

手続等の詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。